## お知らせ

令和7年3月7日 宇部市総務部契約監理課

## 元請と技術者の雇用関係を確認する書類について

マイナンバー法の一部改正に伴い、令和6年12月1日をもって健康保険被保険者証の新規発行が終了したことから、配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法について、下記のとおりお知らせします。

なお、原則として確認書類については、「本人氏名」、「生年月日※」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分※」、「書類の発行(交付)年月日」以外の項目はマスキングをした上で写しを提出してください(※記載されていない証明書類もあります)。

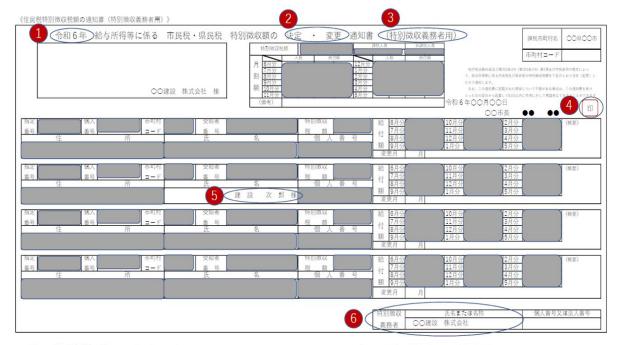
記

## ○元請との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書面の例

確認書類(証明書類)	摘  要
・住民税特別徴収税額の通知書・変更通	・個人の【納税義務者用】ではなく、会社に保管義務のあ
知書の写し	る【特別徴収義務者用】のもの
・健康保険・厚生年金保険被保険者標準	
報酬決定通知書の写し	
・監理技術者資格者証の写し	・所属している事業者名称が記載されているもの
	・有効期限内のもの
	・記載事項に変更がある場合は、裏面の写しも提出してく
	ださい。
	・配置予定技術者の資格を証する書面として、監理技術者
	資格者証の写しを提出される場合には、雇用関係を証す
	ることを兼ねることができることもあります。
・健康保険被保険者証の写し	・所属している事業者名称が記載されているもの
(令和7年12月1日まで)	・マイナ保険証・資格確認書は該当しません。

## ○マスキング例

・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し



- ① 『最新年度』であること
- ② 「決定」、「変更」はどちらでも可
- ③ 『特別徴収義務者用』であること

- ④ 『自治体印』が確認できること
- 5 『申請者氏名』が確認できること
- ⑥ 『特別徴収義務者名』が確認できること

・健康保険被保険者証の写し (例 協会けんぽ)

